

令和2年度  
下水道に関する人身事故発生状況について  
(令和3年2月末現在)

1. 総括
2. 維持管理作業
3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道部

# 1.人身事故発生状況(総括)

(令和3年2月末現在)

令和2年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月までの集計	合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)
	2. 負傷事故	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	5 (1)	2 (1)	2 (5)	3 (5)	5 (5)	5 (5)	4 (7)	0 (1)	39 (35)	39 (36)
	合計	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	5 (1)	2 (1)	3 (5)	3 (5)	5 (5)	6 (5)	4 (7)	0 (1)	41 (35)	41 (36)
	累計	4 (1)	6 (2)	8 (3)	13 (6)	18 (7)	20 (8)	23 (13)	26 (18)	31 (23)	37 (28)	41 (35)	41 (36)	-	-
工事	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	6 (7)	6 (7)
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (4)	5 (3)	7 (7)	9 (6)	11 (4)	9 (15)	14 (9)	15 (9)	10 (5)	14 (10)	0 (11)	98 (76)	98 (87)
	合計	2 (4)	5 (5)	5 (3)	8 (7)	11 (6)	11 (5)	9 (15)	14 (10)	15 (10)	10 (7)	14 (11)	0 (11)	104 (83)	104 (94)
	累計	2 (4)	7 (9)	12 (12)	20 (19)	31 (25)	42 (30)	51 (45)	65 (55)	80 (65)	90 (72)	104 (83)	104 (94)	-	-
合計	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	0 (0)	8 (7)	8 (7)
	2. 負傷事故	4 (5)	6 (5)	7 (4)	12 (10)	14 (7)	13 (5)	11 (20)	17 (14)	20 (14)	15 (10)	18 (17)	0 (12)	137 (111)	137 (123)
	合計	6 (5)	7 (6)	7 (4)	13 (10)	16 (7)	13 (6)	12 (20)	17 (15)	20 (15)	16 (12)	18 (18)	0 (12)	145 (118)	145 (130)
	累計	6 (5)	13 (11)	20 (15)	33 (25)	49 (32)	62 (38)	74 (58)	91 (73)	111 (88)	127 (100)	145 (118)	145 (130)	-	-

※下段()書きは前年度(令和元年度)の値  
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

## 2.人身事故発生状況(維持管理作業)

(令和3年2月末現在)

令和2年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計
事業者主体	1. 都道府県	0	2	0	1	4	1	0	0	0	0	2	0	10	16
	2. 政令市	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	8	5
	3. 一般市	2	0	1	3	1	1	2	2	3	5	1	0	21	12
	4. 町村	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	4	2	2	5	5	2	3	3	5	6	4	0	41	36
発生施設	1. 管渠	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0
	2. マンホール	0	1	0	1	1	0	1	0	2	0	0	0	6	4
	3. 処理場	3	1	2	2	4	1	1	1	2	3	1	0	21	22
	4. ポンプ場	1	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	0	7	4
	5. その他	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	2	0	5	6
	合計	4	2	2	5	5	2	3	3	5	6	4	0	41	36
事故類型	死亡事故	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0
	1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14. その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	負傷事故	4	2	2	5	5	2	2	3	5	5	4	0	39	36
	1. 墜落・転落	1	1	2	2	1	1	1	0	1	3	1	0	14	11
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	0	1	2	0	0	2	3	1	0	0	11	8
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
	5. 転倒	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3	3
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
	9. 感電	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	12. 公衆災害	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14. その他	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	4	9	
合計	4	2	2	5	5	2	3	3	5	6	4	0	41	36	
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
	2. 委託先業者	3	2	1	3	10	2	4	4	4	6	4	0	43	33
	3. 第三者	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1
	合計(人)	4	2	2	5	10	2	4	4	5	6	4	0	48	36
	累計	4	6	8	13	23	25	29	33	38	44	48	48	-	-

令和元年度

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数(人)	1. 自治体職員	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
	2. 委託先業者	1	1	1	3	1	1	4	4	5	5	6	1	33
	3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	合計(人)	1	1	1	3	1	1	5	5	5	5	7	1	36
	累計	1	2	3	6	7	8	13	18	23	28	35	36	-

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和3年2月末現在

NO.	発生日月	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
<b>12月</b>										
1	R2.12.5	4. 町村	ポンプ場	①負傷事故 ②はさまれ・巻き込まれ	マンホールポンプ場の通常点検に行き、右手にハールを持ち、左手で蓋を開けようとしたところ、左手を挟んだ。	・作業員に作業手順の周知及び再発防止の安全教育を実施。 ・事故発生時の報告の徹底を周知。	委託先業者	59	男	左手中指 指先負傷
2	R2.12.10	3. 一般市	マンホール	①負傷事故 ⑩公衆災害	管路清掃作業時にマンホール蓋を開放して作業していたところ、罹災者が当該マンホールに転落した。開放したマンホール周りの監視役の交通誘導員が、作業車の移動の際の誘導のために一時的に持ち場を離れたため監視役が不在になっていた。	請負業者に対して、マンホール蓋開放を伴う作業の際は、歩行者等第三者の監視役の常設、もしくは柵の設置等、墜落・転落・落下防止対策を徹底させるよう指導する。	第三者	—	男	打撲および衣類の損傷
3	R2.12.11	3. 一般市	ポンプ場	①負傷事故 ②はさまれ・巻き込まれ	マンホールポンプの点検作業終了後、マンホールの鉄蓋を閉めるために3人で支えていたところ、バランスが崩れ鉄蓋が倒れてしまい、作業員の左足のくるぶしから甲にかけて下敷きになってしまった。	今後、鉄蓋の開け閉めは鉄蓋にフックを取付ワイヤーを掛け、ユニーク車で開け閉めを行い、作業員が直接持ち上げないように作業を行う。	委託先業者	40	男	左足指3、4、5骨折
4	R2.12.18	2. 政令市	処理場	①負傷事故 ①墜落・転落	処理場の除草作業にて発生した列車の収集運搬を行うため、車をトラックへ積み込んでいる際、荷台から墜落。全治1か月程度。	荷台から降りる際は、荷台の上における足場の確保、荷台から飛び降りる形を取らない様階段状の架台を使用する。 当日は遅くにより帰宅したが、翌日、骨折が判明し入院した。	委託先業者	78	男	鎖骨及び腰骨にヒビ
5	R2.12.23	3. 一般市	処理場	①負傷事故 ②はさまれ・巻き込まれ	換気ファンへ動力を伝えるVベルトを交換する際、制御盤の電源をオフにした後にカバーを取り外そうとしたが、特性によりベルトが動いていたことから装着していた手袋が巻き込まれ、左手中指も巻き込まれた。	制御盤(機械)の電源の遮断に加え、ブレーカーを落とす機器が完全に止まったことを複数人で確認後に作業を実施することとした。	委託先業者	55	男	左手中指第一関節付近辺(四針縫合)及び骨折
<b>1月</b>										
1	R3.1.12	2. 政令市	処理場	①負傷事故 ①墜落・転落	維持管理業務中の作業員が、場内洗砂施設の運転操作中に階段を降りる際、足を踏み外し左足から落下。左足指を骨折(ひび)した。	・手すりを使用 ・階段の付近に荷物を置かない ・KYT活動の強化 ・職場安全会議の実施(コロナ禍で中止していた)	委託先業者	51	男	左足指骨折(ひび)
2	R3.1.13	3. 一般市	管渠	①負傷事故 ⑥激突	管内の高圧洗浄をしながらホースを巻き取っている作業中に洗浄ホースのジョイント部分がローラーを通過する際に外れてしまいその強みでローラーの持ち手の先端部分が高圧洗浄車のオペレーターをして作業員の顔面に直撃してしまい負傷した。	・安全教育の徹底(始業前・定期的) ・ローラーの先端部に保護カバーの装着 ・ローラーを長くジョイントしての使用	委託先業者	35	男	眼窩内側壁骨折
3	R3.1.13	3. 一般市	ポンプ場	①負傷事故 ①墜落・転落	・事故当日は、中継ポンプ場のし道を回収していた。 ・地下1階と地上をつなぐ開口部の蓋と転落防止柵を開けて地下1階のダストボックスを地上へ搬出した。 ・次の作業に移るため地上に停めていたトラックの荷台から降りる際に、勢いあまって開放していた開口部から転落した。	・トラックから降りる際は、開口部側へは降りない。 ・転落防止柵の開放が必要となったら、すぐに閉める。 ・やるはずの開口部、転落防止柵を開放した状態で作業をする場合は墜落制止用具の着用・使用を徹底する。 ・発注者による安全パトロールを実施し、業務計画書に基づき、作業方法・安全管理について確認する。	委託先業者	24	男	両足踵、骨盤など複数箇所の骨折
4	R3.1.25	3. 一般市	その他	②死亡事故 ⑧交通事故	下水道管の洗浄作業のため、高圧洗浄車を坂道に停車させ現場確認のため車を離れたところ、高圧洗浄車が動き出し、高圧洗浄車と家の隙の間に交通誘導員が挟まれた。	車両を停車させる際の、サイドブレーキの確認及び輪止めの設置の徹底等を指示。	委託先業者	79	男	死亡
5	R3.1.27	3. 一般市	処理場	①負傷事故 ①墜落・転落	処理場の委託業務(日常巡回点検)にて、今回更新工事中のポンプと隣接するポンプの点検を行うため、通常動線としているルートで歩道を行く予定だったが、上記ルート上で工事中であったため、迂回し点検へ向かった。その途中にある梯子を下りた先のスペースと今回工事で打設したコンクリートの隙間で足を踏み外し、コンクリートに右肘を強打。	事故発生後、工事監督員・維持管理部署・維持管理会社・工事安全業者の4者で現地確認を行い、日常巡回点検で工事箇所を通行する場合は、維持管理者と現場作業員でお互いに声を掛け合うよう両者に周知徹底することとした。また、工事区間への立入禁止処置として配置していたセーフティコーン全てをチェーンに変更し容易に侵入できないような処置を行った。	委託先業者	62	男	右肘骨折
6	R3.1.31	3. 一般市	処理場	①負傷事故 ②はさまれ・巻き込まれ	薬品定量供給機を試運転したところ、供給機内から異音が発生していた為、指を添え異音部を確認しました。指を添えたところ、はめていた左手が供給機の薬品投入用の穴に入ってしまった。急いで手を引き抜いたが、左示指先端部(左手人差指の先端から1cm位)が機械に挟まれ切断してしまっ	異音確認時は機器停止をし確認。 直接指を触れない確認方法を確立。 作業手順書を作成し、従業員教育を実施。	委託先業者	45	男	左示指切断(全治3か月)
<b>2月</b>										
1	R3.2.9	3. 一般市	その他	①負傷事故 ⑤転倒	マンホールポンプ場の点検中、操作盤から社用車へ筆記用具を取りに下り坂を歩いていたところ、足がもつれ左胸部を路面に強打した。	社内の安全教育の場において、作業時の注意事項について周知し教育を行う。	委託先業者	53	男	左第六肋骨骨折(全治4週間)
2	R3.2.9	1. 都道府県	処理場	①負傷事故 ④切れ・こすれ	汚泥消臭剤用タンクの撤去時、タンク継手部分のホースをカッターで切断していたところ、誤って手のひらを切ってしまったもの。切り傷は全治1週間であり、右手小指の付け根付近から手のひらの方に2~3cm程度切り、5針縫った。	・処理場内作業員への事故防止の呼びかけ ・事故報告の周知	委託先業者		男	右手手のひら切り傷
3	R3.2.10	2. 政令市	その他	①負傷事故 ⑧交通事故	雨水ます清掃作業の交通整理を行っていたところ、車にはねられた。警報が車の運転手の前方不注意と見て、運転手を過失運転過剰容疑で現行犯逮捕した。	今回の事故は運転手の前方不注意が原因と思われるが、交通整理時の安全確認方法等委託業者への安全管理の指導を徹底する。	委託先業者	81	男	意識不明の重体
4	R3.2.15	1. 都道府県	ポンプ場	①負傷事故 ①墜落・転落	特高変電所内 盤上部の点検を試みた際、「はし」として使用可能なタイプの脚立をはしとして使用した。脚立上部に到達した際、脚立の足が滑り転落、腰部を強打し腰骨を骨折した。一人作業で、脚立を押さえる人員がいなかったこと及び脚立接地面の確認を行ったことが原因。	当該事故者を除くJV職員全員に対して、3月19日まで下記の内容で研修を実施。(作業安全手順書、備え付けの安全マニュアルの遵守を再度教育した) ・原則として一人作業は行わない、単独判断による思い付き作業は行わないなど、作業の確認を行った。 ・梯子を使用する際は接地面の状況確認を確実に行うなど、脚立使用について安全教育を実施。 ・事故発生時や緊急時の連絡体制について再確認を行った。	委託先業者	51	男	腰骨骨折

### 3.事故発生状況(工事) (令和3年2月末現在)

令和2年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計
事業者主体	1. 都道府県	0	0	0	2	0	1	0	1	0	1	1	0	6	13
	2. 政令市	3	7	1	4	5	10	4	6	7	2	7	0	56	36
	3. 一般市	1	3	7	4	6	4	7	9	10	7	7	0	65	55
	4. 町村	0	0	0	0	1	1	2	3	2	0	2	0	11	7
	5. その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	合計	4	10	8	11	12	16	13	19	19	19	10	17	0	139
工事分類	1. 管きょ開削	2	6	5	8	7	8	11	12	14	4	12	0	89	59
	2. 管きょ推進	1	1	1	2	1	1	1	2	3	3	2	0	18	8
	3. 管きょシールド	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	9
	4. 管きょその他	1	1	0	0	3	2	0	1	0	1	0	0	9	5
	5. 処ポ土木建築	0	2	0	1	0	3	1	3	0	1	1	0	12	19
	6. 処ポ機械電気	0	0	0	0	0	2	0	1	2	1	2	0	8	11
	7. 処ポその他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	合計	4	10	8	11	12	16	13	19	19	19	10	17	0	139
事故類型	1. 墜落・転落	0	1	0	0	0	3	4	2	2	2	3	0	17	21
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	1	2	3	1	2	4	7	4	4	0	30	29
	3. 飛来・落下	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	1	0	5	8
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	4	4
	5. 転倒	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	3	3
	6. 激突	0	0	1	2	1	1	1	4	1	1	1	0	13	5
	7. 土砂崩壊	1	1	1	0	1	1	0	1	3	0	1	0	10	8
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	2
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12-1. 公衆災害(人身)	0	1	0	3	1	1	1	1	2	1	3	0	14	11
	12-2. 公衆災害(物損)	2	5	3	2	1	6	4	5	4	0	3	0	35	17
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	14. その他	0	1	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	5	3
合計	4	10	8	11	12	16	13	19	19	19	10	17	0	139	111
被災者数(人)	1. 死亡	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	6	7
	2. 重傷	0	4	4	6	8	6	8	13	12	7	11	0	79	67
	3. 軽傷	0	3	1	1	1	5	1	1	6	3	3	0	25	26
	合計(人)	2	8	5	8	11	11	9	14	18	10	14	0	110	100
累計	2	10	15	23	34	45	54	68	86	96	110	110	-	-	
その他(民間発注工事など)															
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和元年度

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数(人)	1. 死亡	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	7
	2. 重傷	1	2	2	4	6	4	13	8	4	5	8	10	67
	3. 軽傷	3	2	1	6	0	0	3	1	5	0	3	2	26
	合計(人)	4	5	3	10	6	5	16	10	10	7	12	12	100
累計	4	9	12	22	28	33	49	59	69	76	88	100	-	
その他(民間発注工事など)														
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

# 事故情報データベース(工事)

令和3年2月末現在

NO.	発生日	事業主体			事故概要	発生場所	事故類型	被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業				年齢	性別	被害状況
12月										
1	R2.12.1	2.政令市	2.管きょ推進	型枠撤去	人孔内で型枠撤去をしていた罹災者が、スラブ開口部から約2m落下した。施工計画では、堅固な場所に脚立等の足場を設置し番線にて固定すること、墜落制止用具の使用を徹底することとしていたが、履行していなかった。	現場内	14.その他	70	男	右足かかと骨折
2	R2.12.2	2.政令市	1.管きょ開削	-	取付管設置のための掘削において、路盤と路床部分が固かったためはつり機でほぐしていたところ、ガス供給管φ30mm損傷を損傷した。中型ブレーカー(約11.8kg)でほぐしていたところ、土中にゆるみがあり、ブレーカーに重量があったため下方を打撃してしまい、ガス管に接触した。	現場内	14.その他			ガス管損傷
3	R2.12.2	4.町村	1.管きょ開削	交通誘導	舗装工施工中、罹災者がごみ収集車を誘導していたところ、後方を確認せず後退してきたバックホウが接触し転倒、そのまま重機に踏まれて負傷した。	現場内	14.その他	69	男	右足関節外果解放骨折、左第4.5中足骨骨折
4	R2.12.3	2.政令市	6.処ボ機械電気	玉掛け	沈砂掻揚機の水中軸を解体中に玉掛け(罹災者)の左手親指先端がナイロンスリングの蛇口に残ったままの状態であったが、電動ホイスト操作者が安全確認の声をかけずに操作してしまったため、当該箇所がナイロンスリングに挟まれ負傷した。	現場内	14.その他	42	男	左手親指骨折
5	R2.12.8	3.一般市	1.管きょ開削	現場清掃	罹災者が、荷下ろし中に砕けたバックホウのサイドミラーの破片を掃除しようとバックホウ後方に足を入れたところ、バックホウが後退しゴムキャタピラで罹災者の足の甲を踏んだ。	現場内	14.その他	32	男	右足甲脱臼、複雑骨折
6	R2.12.8	3.一般市	1.管きょ開削	-	薬液注入用観測井のボーリングの際にガス管を損傷した。立坑設置位置については、ガス管理会社立会いのもと事前に試掘を行っていたが、観測井設置位置については立会い・試掘を実施していなかった。	現場内	14.その他			ガス管損傷
7	R2.12.8	4.町村	1.管きょ開削	水替え工	水中ポンプでくみ上げた湧水を側溝に流すため、罹災者が側溝蓋をバールで持ち上げ左手を入れたところ、バールが外れ蓋が落下し、左手を挟んだ。	現場内	14.その他	37	男	左手中指屈曲腱断裂
8	R2.12.9	2.政令市	6.処ボ機械電気	角落し設置	チェーンブロックを使用してステンレス製角落しを設置していたところ、角落しが設置枠に引っ掛かって傾きチェーンに遊びが発生した。手でチェーンを揺らして角落しの引っ掛かりを解消しようとしたが、誤ってフックと吊環の間にできた隙間に手を入れてしまい、そのタイミングで引っ掛かりが解消したため、右手薬指先端部がフックと吊環に挟まれた。	現場内	14.その他	44	男	右手薬指先端部1cm欠損
9	R2.12.10	2.政令市	1.管きょ開削	-	下水取付管補修工事(Tθ150→Vθ150)において、掘削施工時にガス引込管(φ30ポリエチレン管)を掘削機のバケットの爪にて損傷させた。マーキング箇所にて埋設された引込管を避けるため、マーキングのない箇所を掘削したところ別の引込管があった。	現場内	14.その他			ガス管損傷
10	R2.12.11	3.一般市	1.管きょ開削	矢板建込み	アルミ矢板設置作業(水圧サポート(支保工)設置)において、掘削断面が崩壊し作業員(罹災者)の退避が遅れ、左大腿部が土砂に押されたことより骨折した。	現場内	14.その他	64	男	左大腿部骨折(3箇所損傷)
11	R2.12.15	3.一般市	2.管きょ推進	地盤改良	地盤改良工の実施に際し、ボックスカルバート内でケーシングロッドの刃の交換を行っていた作業員(罹災者)が削孔穴に指を入れてしまい、その時に地上のオペレーターがボーリングマシンを動かしたために指が挟まれた。	現場内	14.その他	28	男	左示指・中指開放骨折
12	R2.12.15	2.政令市	1.管きょ開削	管きょ再構築	反転形成工法施工中、路上のホースに第三者がつかず、転倒した。養生マットを敷いていたが、段差解消が不十分であった。	現場内	14.その他	80	男	顔面挫創
13	R2.12.18	2.政令市	1.管きょ開削	土木作業	リブ管手直し作業中、埋戻し砕石を掘削し横付けしていたアルミ矢板の建込作業を準備していたところ、壁面から土の塊が落下し、掘削構内の作業員(罹災者)の背中に当たり負傷した。	現場内	14.その他	38	男	肋骨9本骨折、肺に穴
14	R2.12.18	3.一般市	1.管きょ開削	ボックスカルバート布設工	カルバートの布設作業中、継手差込みのためレバブロックが動作不良を起こしたため、罹災者が確認しようとして指をかけたときにバックホウオペレーターがバックホウを作動させてしまったため、罹災者の右手人差し指がレバブロックのチェーンにはさまれた。	現場内	14.その他	62	男	右手人差し指の指尖部損傷(骨折)
15	R2.12.19	3.一般市	1.管きょ開削	交通誘導	道路上で通行規制をしていた現場内において、大型車の通行のためにバックホウを移動しようとしたところ、接近していた交通誘導員に接触しその右足を轢いた。	現場内	14.その他	37	男	右足4箇所骨折
16	R2.12.20	3.一般市	1.管きょ開削	-	夜間現場作業終了後、ダンプトラックが通行した箇所の路面清掃のために散水を行った。その後、気温が低下したことにより路面凍結が発生し、通行した一般車両がスリップを起こし道路沿いの民家の門扉やブロック壁に衝突する事故が複数発生した。その際、運転手や同乗者が負傷した。	道路上	14.その他	不明	男	頭部出血、打撲等

# 事故情報データベース(工事)

令和3年2月末現在

NO.	発生日月				事故概要	発生場所	事故類型	被災者			
		事業主体	工事分類	従事作業				年齢	性別	被害状況	
17	R2.12.21	3.一般市	2.管きょ推進	測量	罹災者が測量器具を持って立坑(H=5.3m)内に2連ハシゴで降下する際、下ハシゴに足をかけたところ、脚部が接地していなかった下ハシゴが抜け落ちて落下し、その衝撃で3mほどの高さから立坑内に転落したものの。	現場内	14.その他	46	男	右足大腿骨骨折	
18	R2.12.21	3.一般市	1.管きょ開削	-	開削工の現場において、開削箇所配置されていた交通誘導員が重機移動のため一瞬離れた際に通行した一般車両が、開削箇所へ落下。	現場内	14.その他			車両損傷	
19	R2.12.26	3.一般市	1.管きょ開削	掘削	掘削作業中、土留矢板を設置する前に作業員(罹災者)が自身の判断で掘削内に侵入した際、開口部から凍結した路盤の塊が崩落し作業員に直撃したものの。	現場内	14.その他	69	男	みぎ多発肋骨骨折、頸椎捻挫、筋挫滅症候群	
<b>1月</b>											
1	R3.1.9	2.政令市	6.処ボ機械電気	足場解体	仮設足場の解体・搬出にあたり、足場板と梁材を固定する番線の切断作業中、番線を切断した足場板に誤って体重をかけたため足場板がずれ落ち、体勢を崩して6.8m下の釜場へ転落したものの。釜場には水深1.5m程度の水が溜まっていた。	現場内	1.墜落・転落	32	男	右開放性距腿・距骨下関節脱臼、距骨頸部骨折	
2	R3.1.12	3.一般市	4.管きょその他	片付け	資材置場においてバックホウを移動させようとした際、置場内にストックしてある碎石に乗り上げたことでバックホウがバランスを崩し、自分の身に危険を感じ咄嗟にダンプトラックの荷台に手をついたところ、バックホウとダンプトラックとの間に指を挟んだものの。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	47	男	右手小指骨折裂傷、薬指裂傷	
3	R3.1.15	3.一般市	1.管きょ開削	片付け	片付け中、ダンプトラックとバックホウを結んでいたトラロープが絡まった際、バックホウオペレーターが解こうとバックホウでトラロープを引いたところ、ほぼ同時に作業員がもつれをほどこうと手を差し入れ、右手中指にトラロープが絡まり負傷したものの。	現場内	4.切れ・こすれ	22	男	右手中指第一関節上部切り傷	
4	R3.1.16	3.一般市	1.管きょ開削	舗装復旧工	舗装復旧工事において、アスファルトフィニッシャーより合材の掻き出しを行っていたところ、舗装の打ち継ぎ目にあった段差に踏み、体制を崩したことで、アスファルトフィニッシャーに左足指が挟まれ負傷したものの。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	35	男	左足薬指第1関節上部欠損ほか	
5	R3.1.17	3.一般市	2.管きょ推進	監理技術者	昇降階段撤去作業中、手すりを撤去した状態で昇降階段を降り、足を滑らせて左足を負傷したものの。	現場内	1.墜落・転落	35	男	左踵骨骨折	
6	R3.1.18	1.都道府県	5.処ボ土木建築	壁面清掃	作業員2名にて、ローリングタワーを移動中、キャストが床面開口部にはまったことでバランスを崩し転倒したローリングタワーに、作業員1名が右手を挟まれ負傷したものの。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	68	男	右手薬指骨折	
7	R3.1.21	2.政令市	1.管きょ開削	交通誘導員	歩道内の掘削工事のため歩行者を車道側に誘導していたが、歩行者迂回箇所が施工範囲に近接した状況で、バックホウに背を向けて後退しながら誘導したところ、同時に後退したバックホウと接触したものの。	現場内	6.激突	27	男	右足かかと打撲	
8	R3.1.25	3.一般市	2.管きょ推進	推進工	覆工板を設置作業中、ケーシングの上に斜めにかかった覆工板の下に、調整用のプラスチックを入れようとした際に覆工板が滑り落下し、右手を挟んだものの。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	71	男	右手裂傷、骨折	
9	R3.1.26	3.一般市	2.管きょ推進	人孔設置	推進工事立坑内での組立マンホールの設置に当たり、人孔ブロックを吊り下ろすため、材料搬入車両の後アオリを開けたところ、アオリ下部の掴みチャックがはずれアオリが立坑内に落下し、立坑内の作業員にあたった。	現場内	3.飛来・落下	40	男	骨盤骨折、大腸・小腸破損、第4第5腰椎脱臼骨折	
10	R3.1.30	3.一般市	1.管きょ開削	-	管路掘削部横を自転車に乗車した状態で通行しようとした際、舗装の段差でバランスを崩し自転車とともに掘削部へ転落。	現場内	12-1.公衆災害(人身)	不明	男	軽傷	
<b>2月</b>											
1	R3.2.3	2.政令市	1.管きょ開削	-	取付管工の土砂掘削に伴う山留(軽量土留支保)作業の際、軽量鋼矢板を挿入しようとしたところ、矢板が近接するガス供給管と接触してしガス供給管を破損させたものの。	現場内	12-2.公衆災害(物損)				ガス管損傷
2	R3.2.3	2.政令市	1.管きょ開削	取付管、樹設置工	取付管および樹設置作業の準備中、ローダーダンプの荷台を下げ、後ろのあおりを倒して荷台のバックホウを降ろした後、あおりを立てて起こそうとした際に、手を滑らせて足に落ちたものの。なお、安全靴を着用していたが、鉄板が入っていない部分に当たった。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	67	男	左足甲骨折	
3	R3.2.7	3.一般市	1.管きょ開削	掘削作業	手掘りにて掘削中、背部からの土砂崩壊したことにより、顔面をうちつけたものの。	現場内	7.土砂崩壊	35	男	眉間切傷	



# 事故情報データベース(工事)

令和3年2月末現在

NO.	発生日月	事業			事故概要	発生場所	事故類型	被災者		
		主体	分類	従事作業				年齢	性別	被害状況
4	R3.2.8	2.政令市	6.処ボ機械電気	歩廊据付	スクリーンかすコンベヤNo.2点検歩廊の据付作業中に吊荷(編銅板)が落下し、近くで作業していた作業員の右手に接触したものの。	現場内	3.飛来・落下	35	男	右第4、5中手骨近位端骨折
5	R3.2.8	2.政令市	2.管きょ推進	薬液注入	推進工事の薬液注入作業時において、車上プラント(プラント車)のプラント操作盤から薬液注入材練りミキサー車(材料車)へ移動するため、荷台から降りようと脚立(4段)の天台に左足をかけた際、脚立がバランスを崩して倒れ、同時に被災者も転落したことで右足踵を強打したものの。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	44	男	右足踵骨折
6	R3.2.9	3.一般市	1.管きょ開削	後片付け	開削作業を終了して返却する簡易土留を4tトラック(クレーン装置付き)に積載していた。作業を終えて体の向きを変えようとした際、荷台が凍結していたことで足を滑らせ、約1m下の地面に臀部から転落したものの。	現場内	1.墜落・転落	66	男	尾てい骨不全骨折(ヒビ)
7	R3.2.9	2.政令市	1.管きょ開削	-	取付管補修のためバックホウにて路面開削中に土被り0.5mのガス供給管φ25mmPLPを破損したものの。平面位置は想定通りだったが、埋設深度が浅かった。	現場内	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
8	R3.2.12	3.一般市	1.管きょ開削	-	開削工事において、昼休憩のため誘導警備員を含め全員が現場を離れていたときに、通行人が深さ約3.95mの開削部に転落したものの。バリケード、セフティコーンを設置していたが、約0.3m~1mの隙間が開いており、現場内は完全な閉塞状態ではなかった。	現場内	12-1.公衆災害(人身)	73	男	背骨の骨折(ヒビ)、肺に出血有
9	R3.2.19	3.一般市	1.管きょ開削	交通誘導警備	作業後片付け中、バックホウ(0.25m3)の後方で交通誘導を行っていた交通誘導警備員が、後方確認を怠り後進したバックホウにはねられたものの。	現場内	6.激突	45	男	左踵骨骨折、左脛骨腓骨骨幹部骨折
10	R3.2.19	4.町村	1.管きょ開削	仮設材返却	工事で使用した仮設材の返却作業中に、積載車の荷台から転落したものの。	現場外(資材返却場所)	1.墜落・転落	57	男	左大腿骨3箇所骨折
11	R3.2.22	3.一般市	6.処ボ機械電気	汚泥し渣採取	汚泥し渣脱水機の不具合のため、2時間毎に汚泥し渣を採取して含水率を計測していた。汚泥し渣採取時、設備の停止などの安全対策をせず作業を実施したため、汚泥し渣洗浄脱水機にある点検扉内部のスクリュウコンベヤに巻き込まれ右腕上腕部切断したものの。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	28	男	右上腕部(肘上部)の切断
12	R3.2.22	1.都道府県	5.処ボ土木建築	コンクリートはつり	ダンプトラックの右後方で車両後退時の誘導を行っていた罹災者が、停止の合図後に車両が停止したことを確認せずに後方を横断しようとした。運転手は合図を確認できておらず、罹災者の横断に気づかず後退を続けたため、罹災者がダンプトラックと後方の掲示板の間に挟まれたものの。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	24	男	右手橈骨骨折・左手首骨折
13	R3.2.24	3.一般市	2.管きょ推進	後片付け	推進設備の片付け作業中に、立坑内(立坑深約8m)に設置してある梯子を駆け上がったところ、梯子が外れ、高さ5mから転落したものの。	現場内	1.墜落・転落	20	男	右足踵骨折、背骨圧迫骨折、腰骨微細骨折、臀部打身
14	R3.2.25	4.町村	1.管きょ開削	交通誘導警備	交差点部で交通誘導を行っていたが、本線に停止していた一般車両と交通誘導でトラブルとなり、一般車両が車を発進させ罹災者が車両と接触したものの。	現場内	8.交通事故	37	女	右側肩関節捻挫、肘関節打撲、前腕打撲
15	R3.2.26	2.政令市	1.管きょ開削	-	掘削施工時にガス引込管(φ30ポリエチレン管)を掘削機のバケットの爪にて損傷させたものの。	現場内	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
16	R3.2.26	3.一般市	1.管きょ開削	-	罹災者が運転する車両が陥没箇所(2000×1000×700)に落下したものの。前日に公共ますの施工で水替工をされており、既存埋戻砂と一緒に吸い出したことにより、陥没が発生した可能性がある。	現場内	12-1.公衆災害(人身)	60代	男	口を負傷、車両損傷
17	R3.2.27	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内に設置した歩行者通路に伸ばしていた張用の水系(高さ5cm)を通路部分から取り外さずに作業を終了した。翌日、通行した罹災者が水系に踏いて転倒し、左手を骨折した。	現場内	12-1.公衆災害(人身)	92	女	左手第四中指骨折(全治60日)



令和2年度  
下水道に関する水質事故等発生状況について  
(令和3年2月末現在)

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道部

# 水質事故等発生状況 (令和3年2月末現在)

[総括]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	5 (6)	3 (3)	5 (1)	2 (6)	0 (1)	45 (41)
	累計	9 (1)	12 (3)	18 (6)	21 (11)	26 (18)	28 (19)	30 (24)	35 (30)	38 (33)	43 (34)	45 (40)	45 (41)	- -

[内訳]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	1 (0)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	3 (1)	2 (3)	0 (0)	14 (10)
	2. 政令市	1 (0)	0 (1)	0 (1)	2 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	3 (4)	2 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	8 (12)
	3. 一般市	6 (0)	2 (1)	4 (1)	1 (2)	4 (4)	0 (0)	0 (3)	2 (1)	0 (2)	1 (0)	0 (2)	0 (1)	20 (17)
	4. 町村	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	5 (6)	3 (3)	5 (1)	2 (6)	0 (1)	45 (41)
発生施設	1. 管渠	5 (0)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (2)	1 (2)	2 (0)	0 (2)	0 (0)	13 (11)
	2. マンホール	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	9 (4)
	3. 処理場	3 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (2)	1 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (3)	0 (1)	12 (17)
	4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	5 (0)
	5. その他	1 (0)	0 (1)	2 (0)	1 (1)	2 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	6 (9)
	合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	5 (6)	3 (3)	5 (1)	2 (6)	0 (1)	45 (41)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (1)	3 (1)	5 (2)	2 (1)	1 (3)	1 (0)	2 (0)	4 (3)	1 (1)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	24 (15)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (1)	0 (1)	0 (3)	1 (1)	1 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	6 (11)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	4 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (3)	2 (3)	1 (0)	0 (2)	0 (2)	1 (0)	5 (1)	0 (2)	0 (0)	15 (15)
	合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	5 (6)	3 (3)	5 (1)	2 (6)	0 (1)	45 (41)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	2 (2)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
	③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	6 (3)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (1)	1 (3)	1 (1)	1 (1)	2 (3)	2 (1)	2 (0)	1 (2)	0 (0)	20 (15)
	⑥ その他事故(①~⑤以外の事故)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (11)
	水質事故 合計	9 (0)	2 (2)	4 (3)	2 (5)	4 (6)	2 (1)	2 (5)	3 (4)	2 (3)	4 (1)	1 (6)	0 (1)	35 (37)
	その他案件	0 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	10 (4)
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	5 (6)	3 (3)	5 (1)	2 (6)	0 (1)	45 (41)	
状況分類	① 耐用年数経過	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)
	② 耐用年数以内	0 (0)	1 (2)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	12 (10)
	③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合計	0 (0)	2 (2)	1 (1)	2 (3)	1 (2)	1 (2)	2 (0)	3 (1)	2 (2)	3 (1)	0 (1)	0 (0)	17 (15)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計

※( )内書きは、前年度(令和元年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

# 水質事故等情報データベース

令和3年2月末現在

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
12月						
1	R2.12.2	2. 政令市	ポンプ場	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	マンホールの破損部より土砂が下水道管内へ流入し、土砂の堆積・閉塞により、下水が道路上に流出した。  応急対応として圧送ポンプの一時停止及び仮排水を実施するとともに、交通規制に伴い道路管理者および交通管理者へ報告。
2	R3.12.17	2. 政令市	管渠	その他案件	—	下水道管にセメントミルクが大量に流れ込んだため、管路清掃と併せて、工事業者により開削し、セメントミルクの一部を撤去した。 セメントミルクがすべて撤去できなかったため、原因者に対して、上流マンホールへの仮設排水ポンプの設置及び本管閉塞箇所の布設替え等の検討を行うよう指示した。
3	R2.12.25	1. 都道府県	マンホール	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	マンホールから汚水が溢し、汚水の一部は道路側溝に汚水が流れていた。現場で確認したところ、マンホールポンプ全2台が停止していた。(原因は不明)  管理者が手配したバキューム車で汚水を吸引し下流へ送水。溢水は解消。 電力会社の柱状変圧器外のヒューズ交換によりマンホールポンプ稼働。 汚水が流れた道路、側溝を洗浄、洗浄水吸引(指定管理者が実施)。 側溝樹内での滞留、公共用水までの流出なしを確認。

# 水質事故等情報データベース

令和3年2月末現在

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
1月						
1	R3.1.7	4. 町村	マンホール	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	<p>人孔内で内副管の立管が脱落し、流出口を立管下部が塞ぎ流出を阻害。立管上部から汚水を排出する形となり立管上部まで滞水する状況が発生。滞水により集積した油脂類により立管上部の閉塞が起き溢水した。</p> <p>交通誘導員配置後、現地にて清掃を開始。排水状況は改善したが人孔内の水位が1/3程度より下がらないことからバキューム回収し状況を確認。内副管の立管が脱落し流出口を塞ぎ流出を阻害していた。脱落した立管を回収し、閉塞を解消。道路上への流出汚水が少量であり、道路以外の土地への流出がなく雨も降っており十分希釈されていると判断し対応を完了とした。</p>
2	R3.1.15	1. 都道府県	ポンプ場	水質事故	②悪質下水の流入(放流水質が基準値に適合)	<p>ポンプ場において建設改良工事実施中のところ、当該請負業者からポンプ場への流入水から油臭がするとの通報が維持管理者(下水道公社)にあった。</p> <p>上流側である流域関連公共下水道からの流入と考えられるため、流域下水道管理者(県)から公共下水道管理者に通報し、原因究明についての調査等対応を依頼済。</p> <p>冬期間は特に灯油の流出が増えることから、これまで関係機関と連携して防止に務めてきたが、引き続き連携を強化する。今後、同様の事案が発生するようならば、すみやかに公共下水道管理者を通じて下水道利用者に注意喚起を行う。</p>
3	R3.1.22	3. 一般市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	<p>道路から汚水がにじんでいると業者より通報があった。</p> <p>・圧送管から汚水がにじんでいると想定されたため、ポンプ場の運転を停止。 ・流出水は少量が道路の側溝内に溜まっていたため、ポンプで吸い上げ適切に処理した。 ・地中内に空洞が発生していないことを確認し、路面の補修を行い道路を解放。 ・下流側で発見した損傷(穴101mm×85mm×管厚3.0mm)の復旧を完了し、ポンプの運転を開始。</p>
4	R3.1.28	1. 都道府県	管渠	その他案件	—	<p>管渠が閉塞していることが想定されたため、中継ポンプ場の運転を停止したまま管内貯留を実施。その後、施工業者が手配したバキューム車4台による汚水移送を実施し、管内貯留が限界に近づいてきたことから、海岸堤防への影響を監視しながら中継ポンプ場の運転を再開。</p> <p>管きよ破損部周囲に止水目的で薬液注入工、管内土砂撤去、管内矢板貫通部上下流部への仮補強板設置等の応急対応を実施。</p> <p>また、他事業者による下水道管損傷事故防止を図るため、埋設標設置及び埋設標の定期的な点検及び他事業者の占用台帳確認を行う予定。</p>
5	R3.1.29	1. 都道府県	処理場	水質事故	①悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	<p>・処理場放流水のT-Nが下水道法の基準(12mg/l)を一時的に超過(1/29 日平均12.6mg/l) ・1/30以降は基準値 ・原因については調査したものの不明</p> <p>流域関連市町への情報提供し、排出事業者に対する排除基準の遵守指導を依頼。</p>

# 水質事故等情報データベース

令和3年2月末現在

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
<b>2月</b>						
1	R3.2.4	1. 都道府県	ポンプ場	その他案件	—	<p>ポンプ場(汚水)で、電気設備の点検作業中に停電が発生した。委託先である下水道公社において、電気設備の点検作業にあたり引込盤に接地を取り付けていたが、接地を外し忘れ復電操作を行ったため、過電流が発生したことが原因。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業手順書に各手順項目のチェック欄を追加し、進捗状況を確認に確認する改善する。</li> <li>・引込盤へ「接地取付中」の札を取り付け、注意喚起を徹底する。</li> <li>・PAS引込柱へ「投入禁止」の札を取り付け、注意喚起を徹底する。</li> <li>・事故に関する情報を各処理場等の関係職員に周知するなど、再発防止の徹底を図る。</li> </ul>
2	R3.2.10	1. 都道府県	マンホール	水質事故	④雨水管からの悪質下水の流出	<p>上流マンホールで流量調整のためプラグを用いて流量を調整していたが、上流に位置するポンプ場で手動運転に切替えポンプを稼働させたことにより、計画以上の汚水量が流下し溢水が生じた。流量調整は、前年同時期の最大汚水量を想定し行っていたが、当該ポンプ場にて「自家発電機点検」を実施するため手動運転を行ったことにより、流下可能な最大汚水量を超えた汚水を流下させてしまい、また、県と維持管理受託業者及び工事施工業者を含めた3者の間で、施工内容や点検に伴うポンプ運転方法の変更等の情報共有が不足していたことが原因であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事実施期間中は、最大汚水量を超えないよう、ポンプ場の運転方法を見直し、操作員に徹底する。</li> <li>・工事実施期間中は、県と維持管理受託業者及び工事施工業者を含めた3者が工事内容について再度情報共有を徹底するとともに、上流ポンプの操作盤に「最大汚水量以上の運転禁止」の旨の張り紙を掲示する。</li> </ul>